

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課)	1
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則..... (航空課)	1
道病院事業管理規程	
○北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規程.....	3

規 則

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第69号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「特定事業用施設、業種」を「承認地域経済牽引事業用施設」に改め、同条第1項中「特定事業用施設」を「承認地域経済牽引事業用施設（条例第17条に規定する承認地域経済牽引事業用施設をいう。次項及び第3項において同じ。）」に改め、同項第1号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」に、「。以下この条において「総務省令」という。）第3条第1号」を「第2条第1号」に、「の日以後」を「以後」に、「2億円（総務省令第1条第6号に規定する農林漁業関連業種）」を「1億円（農林漁業及びその関連業種（製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいう。））」に改め、同条第2項を削り、

同条第3項中「特定事業用施設」を「承認地域経済牽引事業用施設」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「特定事業用施設」を「承認地域経済牽引事業用施設」に改め、同項を同条第3項とする。

第12条中「第10条第6項第4号」を「第10条第8項第5号」に、「第42条の4第6項第4号」を「第42条の4第8項第6号」に、「第68条の9第6項第4号」を「第68条の9第8項第5号」に改める。

別記第1号様式その3末尾欄外注1(3)及び(6)の事項並びに2の事項並びにその4末尾欄外注1(3)及び(6)の事項並びに2の事項並びに別記第2号様式その2末尾欄外摘要1の事項、その3末尾欄外摘要1の事項及びその4末尾欄外摘要1の事項中「集積区域」を「促進区域」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第9条の規定は、平成29年9月29日から適用する。
（経過措置）
- 平成29年9月29日以後に改正後の規則第9条第1項に規定する対象施設を設置した者について、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第4条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第70号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 管理（第2条－第18条）

第3章 管理の特例に係る手続

第1節 民間事業者の選定に係る手続（第19条）

第2節 空港機能施設事業者の指定に係る手続等（第20条－第26条）

第4章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 管理

第19条を第28条とし、同条の前に次の1章、章名及び1条を加える。

第3章 管理の特例に係る手続

第1節 民間事業者の選定に係る手続

第19条 条例第10条第1項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した民間事業者選定申請書を知事に提出して行わなければならない。

(1) 主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

(2) 空港の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

(3) 法人の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類

(4) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類

(5) その他知事が必要と認める事項を記載した書類

第2節 空港機能施設事業者の指定に係る手続等

（空港機能施設事業者の指定）

第20条 条例第14条第1項の規定による指定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した空港機能施設事業者指定申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 空港の名称

(3) 空港機能施設（空港法（昭和31年法律第80号）第15条第1項に規定する空港機能施設をいう。第23条第1項第3号、第24条第1項第3号及び第26条第1項第3号において同じ。）の種類

(4) 前号に掲げる施設の概要

(5) 空港機能施設事業の開始予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 空港機能施設事業を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画

(2) 前項第4号の施設の配置図及び各階平面図

(3) 申請者が前号の施設について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることを証する書類

(4) 空港機能施設事業を行うに当たり、他の法令の規定による許可又は認可を必要とする場合には、当該許可又は認可を証する書類

(5) 法人又は団体にあつては、前各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類並びに最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類

イ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

(6) その他知事が必要と認める事項を記載した書類（公示の方法）

第21条 条例第14条第3項及び第5項並びに第19条第3項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（指定空港機能施設事業者の氏名等の変更の届出）

第22条 条例第14条第4項の規定による届出をしようとする指定空港機能施設事業者は、次に掲げる事項を記載した指定空港機能施設事業者氏名等変更届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更後の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 実施予定日

（旅客取扱施設利用料の上限の認可）

第23条 条例第15条第1項前段の規定による認可を受けようとする指定空港機能施設事業者は、次に掲げる事項を記載した旅客取扱施設利用料上限認可申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 空港の名称

(3) 空港機能施設のうち、旅客取扱施設利用料の徴収の対象となる施設

(4) 旅客取扱施設利用料の上限の額

2 条例第15条第1項後段の規定による認可を受けようとする指定空港機能施設事業者は、次に掲げる事項を記載した旅客取扱施設利用料上限変更認可申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 空港の名称

(3) 変更後の旅客取扱施設利用料の上限の額（新旧の対照を明示すること。）

(4) 変更を必要とする理由

(5) 実施予定日

3 前2項の申請書には、旅客取扱施設利用料の上限の算出の基礎を記載した書類を添付しなければならない。

(旅客取扱施設利用料の届出)

第24条 条例第15条第3項前段の規定による届出をしようとする指定空港機能施設事業者は、次に掲げる事項を記載した旅客取扱施設利用料届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 空港の名称
- (3) 空港機能施設のうち、旅客取扱施設利用料の徴収の対象となる施設
- (4) 旅客取扱施設利用料の額及び徴収方法
- (5) 実施予定日

2 条例第15条第3項後段の規定による届出をしようとする指定空港機能施設事業者は、次に掲げる事項を記載した旅客取扱施設利用料変更届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 空港の名称
- (3) 変更後の旅客取扱施設利用料の額（新旧の対照を明示すること。）
- (4) 変更を必要とする理由
- (5) 実施予定日

(区分経理の方法)

第25条 条例第16条の規定による経理の区分の方法は、空港機能施設事業とその他の事業の双方に関連する収入及び費用について、その性質又は目的に従って区分する等の適正な基準により行うものとする。

(空港機能施設事業の休止及び廃止の許可)

第26条 条例第18条の規定による許可を受けようとする指定空港機能施設事業者は、次に掲げる事項を記載した空港機能施設事業休止許可申請書又は空港機能施設事業廃止許可申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 空港の名称
- (3) 休止し、又は廃止しようとする事業に係る空港機能施設の種類
- (4) 前号に掲げる施設の概要
- (5) 休止又は廃止を必要とする理由
- (6) 休止の場合にあつては、予定する休止の開始日及び期間
- (7) 廃止の場合にあつては、廃止の予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第4号の施設の配置図及び各階平面図
- (2) 法人又は団体にあつては、休止又は廃止に関する意思の決定を証する書類

第4章 雑則

(適用除外)

第27条 第2条及び第12条から第18条までの規定は、運営権者が運営等を行う空港の管理については、適用しない。

附則第4項中「（昭和31年法律第80号）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 病 院 事 業 管 理 規 程

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規程を次のように定める。

平成29年12月18日

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

北海道病院事業管理規程第19号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規程
(趣旨)

第1条 この規程は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募等)

第2条 病院事業管理者は、条例第2条第1項本文の規定による公募をするときは、次に掲げる方法により同項各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) インターネットの利用
- (2) 道立病院局本庁の庁舎又は道が設置した病院（以下「病院」という。）における資料の配布
- (3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業管理者が適当と認める方法

2 条例第2条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第2条第1項本文の規定による公募をした場合であつて、次に掲げる場合
ア 条例第3条の規定による申請がなかった場合
イ 条例第4条の規定による審査の結果、同条各号に掲げる選定の基準に適合する団体がなかった場合

- ウ 条例第4条の規定により指定管理者の候補者として選定した団体を指定することが不可能となり、又は指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合
- (2) 病院に隣接し、又は近接して、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関を開設する者（以下この号において「開設者」という。）が設置し、かつ、管理する施設がある場合であって、当該開設者がこれらの施設を一体的に管理することにより病院に係る効率的な管理又は利用者の利便の向上が図られると認められる場合
- 3 条例第2条第1項第3号の申請期間は、公募を開始する日から起算して40日以上としなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。
- 4 条例第2条第1項第6号の病院事業管理者が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 道が指定管理者に支払うべき管理の費用の基準となる額
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号。第9条第1項において「法」という。）第244条の2第8項に規定する利用料金に関する事項（同項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合に限る。第8条第6号において同じ。）
- (4) 条例第3条各号に掲げる書類の具体的内容
- (5) 第10条第1項に規定する管理の目標
- (6) その他病院事業管理者が必要と認める事項（申請）
- 第3条** 条例第3条の規定による申請は、別記第1号様式により行うものとする。
- 2 条例第3条第5号の病院事業管理者が定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) その他病院事業管理者が必要と認める書類（審査）
- 第4条** 病院事業管理者は、条例第4条の規定による審査を行うに当たっては、病院ごとに同条各号に掲げる基準に基づき具体的な審査の項目を定めるものとする。（欠格事項）
- 第5条** 病院事業管理者は、条例第4条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。
- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
- ア 病院の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者

- イ 破産者で復権を得ないもの
- ウ 道における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (3) 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
- ア 道の知事
- イ 道議会の議員（指定管理者の指定に係る公表）
- 第6条** 条例第7条第2項又は条例第12条第3項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。この場合において、第2号の方法により条例第7条第2項の規定による公表をするときは、条例第4条の規定による審査の経過及び選定の結果についても公表するものとする。
- (1) 当該病院における掲示
- (2) インターネットの利用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業管理者が適当と認める方法（変更事項の届出）
- 第7条** 指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があつたときは、別記第2号様式により、遅滞なく、病院事業管理者に届け出なければならない。（協定の締結）
- 第8条** 条例第8条第4号の病院事業管理者が定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 再委託の禁止等に関する事項
- (2) 関係法令等の遵守に関する事項
- (3) 事故発生時の報告等に関する事項
- (4) 病院の維持補修に係る責任の分担及び病院の管理に伴い取得した物品等に関する事項
- (5) 管理の業務に係る経理の区分並びに帳簿等の整備及び保管に関する事項
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) 第10条第1項に規定する管理の目標に関する事項
- (8) 北海道行政手續条例（平成7年北海道条例第19号）第13条の規定により指定管理者が行う意見陳述のための手續に関する事項
- (9) その他病院事業管理者が必要と認める事項（事業報告書の提出）
- 第9条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する病院に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書（法第244条の2第7項の事業報告書をいう。以下この条において同じ。）を病院事業管理者に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条

例第12条第2項の規定により指定を取り消されたときは、指定を取り消された日から起算して30日以内に、同日までの事業報告書を作成し、病院事業管理者に提出しなければならない。

- (1) 管理に係る業務の実施状況及び当該病院の利用状況に関する事項
- (2) 利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- (4) 次条第1項に規定する管理の目標に係る達成状況に関する事項
- (5) その他病院事業管理者が必要と認める事項

2 事業報告書の様式は、別記第3号様式とする。

3 病院事業管理者は、事業報告書の提出を受けたときは、第1項各号の事項について審査し、必要な指示等を行うものとする。

(管理の目標)

第10条 病院事業管理者は、指定管理者に管理を行わせようとする病院の効用を最大限に発揮させるとともに、当該病院の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者が当該指定期間に管理に係る業務を通じて住民に提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する目標（以下「管理の目標」という。）を定めなければならない。

2 病院事業管理者は、条例第4条の規定により選定を行うときは、同条第2号の基準に基づき、申請者の業務計画書の内容が、管理の目標を達成するために適切かつ効果的なものであるかどうかを審査するものとする。

3 病院事業管理者は、指定管理者に管理を行わせる病院ごとに、管理の目標に係る達成状況に関する事項について把握し、定期にこれを公表するとともに、指定管理者がその管理する病院に係る管理の目標を円滑に達成できるよう、指定管理者に対する指示等を行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年12月18日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

北海道病院事業管理者 様

主たる事務所の所在地

申請者

名 称
代表者職氏名
電 話 番 号

印

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 病院の名称

2 病院の所在地

添付書類

- 1 申請資格を有していることを証する書類
- 2 業務計画書
- 3 収支計画書
- 4 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類
- 5 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類
- 6 法人にあっては、登記事項証明書
- 7 その他知事が指定する書類

(日本工業規格 A4)

別記第2号様式（第7条関係）

変 更 届 出 書

年 月 日

北海道病院事業管理者 様

主たる事務所の所在地

申請者

名 称
代表者職氏名
電 話 番 号

印

次のとおり変更したので、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規程第7条の規定により、届け出ます。

記

管理を行っている病院の名称		
変 更 の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

注 登記簿謄本等変更を証する書類を添付すること。

(日本工業規格 A4)

別記第3号様式（第9条関係）

事 業 報 告 書

年 月 日

北海道病院事業管理者 様

主たる事務所の所在地
申請者 名 称
代表者職氏名 印
電 話 番 号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規程第9条第1項の規定により、次のとおり 年度事業報告書を提出します。

記

- 1 病院の名称
- 2 管理に係る業務の実施状況及び当該病院の利用状況に関する事項
- 3 利用料金の収入の実績に関する事項
- 4 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- 5 管理の目標の達成状況に関する事項
- 6 その他北海道病院事業管理者が必要と認める事項

注 記載事項を欄内に記入できないときは、別紙に記載し、添付すること。

(日本工業規格 A4)